

平成30年度特別支援学校支援事業募集要領

1 趣旨

児童生徒一人ひとりへのきめ細かな指導や対応，体験的な学習や地域に根ざした学習の充実，さらには価値観の多様化した保護者への個別対応等には，行政での対応や，PTA等の支援だけでは限界がある。そこで，互助組合において学校，児童生徒，教諭，PTA等を対象に幅広く，積極的に支援を行う。

2 事業内容

- ・校外学習，交流学习等のバス借り上げ経費助成
- ・総合的な学習の時間，作業学習などの講師招聘経費助成
- ・専門家による児童生徒，保護者にかかる相談経費助成
- ・就業体験生徒受け入れ事業所への謝金助成
- ・生徒・教員等の各種大会遠征費用，芸術祭への参加経費助成
- ・特別支援教育に関する指導方法の研究経費助成(公費負担がない各種研修参加費を含む。)

3 対象経費

- ・使用料及び賃借料
- ・講師旅費及び謝金（受け入れ事業所への謝金を含む。)
- ・各種大会等の遠征費用及び参加費用
- ・記録費（写真等）
- ・印刷製本費
- ・研修旅費及び負担金（公費負担がない場合に限る。)
- ・その他特に必要と認められる経費

4 事業実施期間

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

5 助成対象

特別支援学校

6 助成額

特別支援学校1校当たり15万円を限度として助成する。

7 助成方法

対象校からの申請により，審査を行い，助成校及び助成額を決定する。
ただし，互助組合の他の助成を受けた場合を除く。

8 募集期間

平成29年12月1日から平成29年12月28日まで（必着）

9 応募方法

別添「交付申請書（様式1）」を（一財）徳島県教職員互助組合事務局（福利厚生課内）に提出する。

平成30年度特別支援学級支援事業募集要領

1 趣旨

児童生徒一人ひとりへのきめ細かな指導や対応，体験的な学習や地域に根ざした学習の充実，さらには価値観の多様化した保護者への個別対応等には，行政での対応や，PTA等の支援だけでは限界がある。そこで，互助組合において学校，児童生徒，教諭，PTA等を対象に幅広く，積極的に支援を行う。

2 事業内容

- ・校外学習，交流学习等のバス借り上げ経費助成
- ・総合的な学習の時間，作業学習などの講師招聘経費助成
- ・専門家による児童生徒，保護者にかかる相談経費助成
- ・就業体験生徒受け入れ事業所への謝金助成
- ・生徒・教員等の各種大会遠征費用，芸術祭への参加経費助成
- ・特別支援教育に関する指導方法の研究経費助成(公費負担がない各種研修参加経費を含む。)

3 対象経費

- ・使用料及び賃借料
- ・講師旅費及び謝金(受け入れ事業所への謝金を含む。)
- ・各種大会等の遠征費用及び参加費用
- ・記録費(写真等)
- ・印刷製本費
- ・研修旅費及び負担金(公費負担がない場合に限る。)
- ・その他特に必要と認められる経費

4 事業実施期間

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

5 助成対象

特別支援学級

6 助成額

特別支援学級1校当たり5万円を限度として助成する。

助成校数は30校程度とし，申請多数の場合は，内容を審査の上，助成校を決定する。

7 助成方法

対象校からの申請により，審査を行い，助成校及び助成額を決定する。

ただし，互助組合の他の助成を受けた場合を除く。

8 募集期間

平成29年12月1日から平成29年12月28日まで(必着)

9 応募方法

別添「交付申請書(様式1)」を(一財)徳島県教職員互助組合事務局(福利厚生課内)に提出する。

10 特記事項

前各項の規定にかかわらず，応募校数が50校に達した日をもって募集終了とする。

平成30年度へき地学校支援事業募集要領

1 趣旨

児童生徒一人ひとりへのきめ細かな指導や対応，体験的な学習や地域に根ざした学習の充実，さらには価値観の多様化した保護者への個別対応等には，行政での対応や，PTA等の支援だけでは限界がある。そこで，互助組合において学校，児童生徒，教諭，PTA等を対象に幅広く，積極的に支援を行う。

2 事業内容

- ・校外学習，交流学习等のバス借り上げ経費助成
- ・総合的な学習の時間，作業学習などの講師招聘経費助成
- ・生徒・教員等の各種大会遠征費用，芸術祭への参加経費助成

3 対象経費

- ・使用料及び賃借料
- ・講師旅費及び謝金
- ・各種大会等の遠征費用及び参加費用
- ・記録費（写真等）
- ・印刷製本費
- ・その他特に必要と認められる経費

4 事業実施期間

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

5 助成対象

へき地学校（三級～一級及びこれに準ずる学校とする。）

6 助成額

へき地学校1校当たり5万円を限度として助成する。
助成校数は10校程度とし，申請多数の場合は，内容を審査の上，助成校を決定する。

7 助成方法

対象校からの申請により，審査を行い，助成校及び助成額を決定する。
ただし，互助組合の他の助成を受けた場合を除く。

8 募集期間

平成29年12月1日から平成29年12月28日まで（必着）

9 応募方法

別添「交付申請書（様式1）」を（一財）徳島県教職員互助組合事務局（福利厚生課内）に提出する。

平成30年度定時制・通信制高等学校支援事業募集要領

1 趣旨

児童生徒一人ひとりへのきめ細かな指導や対応，体験的な学習や地域に根ざした学習の充実，さらには価値観の多様化した保護者への個別対応等には，行政での対応や，PTA等の支援だけでは限界がある。そこで，互助組合において学校，児童生徒，教諭，PTA等を対象に幅広く，積極的に支援を行う。

2 事業内容

- ・校外学習，交流学习等のバス借り上げ経費助成
- ・作業学習などの講師招聘経費助成
- ・生徒・教員等の各種大会遠征費用，芸術祭への参加経費助成

3 対象経費

- ・使用料及び賃借料
- ・講師旅費及び謝金
- ・各種大会等の遠征費用及び参加費用
- ・記録費（写真等）
- ・印刷製本費
- ・その他特に必要と認められる経費

4 事業実施期間

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

5 助成対象

定時制・通信制高等学校（徳島中央高等学校にあつては，定時制課程夜間部，同課程昼間部，通信制課程をそれぞれ1校とする。）

6 助成額

定時制・通信制高等学校1校当たり5万円を限度として助成する。

7 助成方法

対象校からの申請により，審査を行い，助成校及び助成額を決定する。
ただし，互助組合の他の助成を受けた場合を除く。

8 募集期間

平成29年12月1日から平成29年12月28日まで（必着）

9 応募方法

別添「交付申請書（様式1）」を（一財）徳島県教職員互助組合事務局（福利厚生課内）に提出する。

平成30年度芸術文化奨励助成事業募集要領

1 趣旨

徳島県の学校における芸術文化活動について、芸術祭等の参加に伴う費用等について、行政での対応や、PTA等の支援だけでは限界がある。そこで、互助組合において学校、児童生徒、教諭、PTA等を対象に幅広く、積極的に支援を行う。

2 事業内容

公立学校における芸術文化活動に要する経費を助成（コンクール参加経費は除く。）

3 対象経費

- ・使用料及び賃借料
- ・設営・舞台費（会場使用料、会場設営費、作品運搬費、舞台道具製作費、楽器借上料等）
- ・芸術祭等の参加費
- ・印刷費（チラシ、ポスター等）
- ・記録費（写真等）
- ・講師旅費及び謝金
- ・その他特に必要と認められる経費

4 事業実施期間

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

5 助成対象

全公立学校

6 助成額

学校1校当たり10万円を限度として助成する。

助成校数は20校程度とし、申請多数の場合は、内容を審査の上、助成校を決定する。

7 助成方法

対象校からの申請により、審査を行い、助成校及び助成額を決定する。

ただし、互助組合の他の助成を受けた場合を除く。

8 募集期間

平成29年12月1日から平成29年12月28日まで（必着）

9 応募方法

別添「交付申請書（様式1）」を（一財）徳島県教職員互助組合事務局（福利厚生課内）に提出する。

10 特記事項

前各項の規定にかかわらず、応募校数が50校に達した日をもって募集終了とする。

平成30年度教職員研究団体等助成事業募集要領

1 趣旨

徳島県の学校における教育の振興・発展を目的とする団体の研究・研修等，幅広く，積極的に支援を行う。

2 事業内容

教育の振興・発展を目的とする幼・小・中・高の各教育研究協議会が行う研究・研修等に要する経費を助成

3 対象経費

各教育研究（協議）会が行う研究・研修等に必要な経費（物品の購入を除く。）

4 事業実施期間

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

5 助成対象

幼稚園・こども園教育研究協議会・小学校教育研究会・中学校教育研究会・高等学校教育研究会・人権教育研究協議会の各教育研究（協議）会

6 助成額

各教育研究（協議）会に対し，それぞれ30万円を限度として助成する。

7 助成方法

各研究（協議）会からの申請により，審査を行い，助成額を決定する。

8 募集期間

平成29年12月1日から平成29年12月28日まで（必着）

9 応募方法

別添「交付申請書（様式1）」を（一財）徳島県教職員互助組合事務局（福利厚生課内）に提出する。

平成30年度事務職員研修会等助成事業募集要領

1 趣旨

徳島県の学校事務職員に対し、学校事務に関する職務上必要な知識及び一般教養を修得させ、その資質の向上を図ることを目的とする団体の研究・研修等に対し支援を行う。

2 事業内容

小中及び高等学校の学校事務に関する職務上必要な知識及び一般教養を修得させることを目的とする各事務職員協会(研究会)が行う研究・研修等に要する経費を助成

3 対象経費

各事務職員協会(研究会)が行う研究・研修等に必要な経費(物品の購入を除く。)

4 事業実施期間

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

5 助成対象

公立高等学校事務職員協会・公立小中学校事務職員研究会

6 助成額

公立高等学校事務職員協会に対し32万円、公立小中学校事務職員研究会に対し40万円を限度として助成する。

7 助成方法

各事務職員協会(研究会)からの申請により、審査を行い、助成額を決定する。

8 募集期間

平成29年12月1日から平成29年12月28日まで(必着)

9 応募方法

別添「交付申請書(様式1)」を(一財)徳島県教職員互助組合事務局(福利厚生課内)に提出する。